

横浜市駐車場条例の解説

横浜市駐車場条例
横浜市駐車場条例施行規則
横浜市駐車場条例取扱基準

令和3年~~6~~10月

横浜市

横浜市駐車場条例施行規則

制定 平成4年3月31日

改正 平成6年3月31日

改正 平成7年6月30日

改正 平成8年5月2日

改正 平成11年4月30日

改正 平成19年11月30日

改正 平成28年3月31日

改正 平成28年12月22日

改正 令和3年9月30日

(当初制定 昭和39年4月4日)

(改正 昭和39年9月30日)

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設等を附置する必要がない建築物)

第2条 条例第8条第3号に規定する建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒又は学生のための寄宿舎
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- (3) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (4) その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

(駐車施設等の附置の特例に関する基準)

第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める規模は、駐車台数15台とする。

2 条例第10条第3項に規定する規則で定める限度は、5分の1とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)

第4条 条例第11条第2項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。

- (1) 学校（専修学校及び各種学校を含む。）、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、公衆浴場又は児童福祉施設等の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館の用途に供

とする。

(身分証明書)

第10条 条例第14条第2項に規定する証票は、身分証明書（第10号様式）とする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び第5条第2項第6号の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

設置義務駐車施設等 設置変更 特例承認申請書

(申請先)
横浜市長

年 月 日

(申請者) 住所

氏名

〔 法人の場合は、名
称・代表者の氏名 〕

電話



第1項
第2項
第3項
第4項

横浜市駐車場条例第10条の規定に基づき次のとおり(1)の駐車施設等を(2)の建築物の

駐車施設等として 設置 変更 したいので、同条第5項の規定により承認を申請します。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称						
	設 置 場 所	横浜市 区					
	権利関係 (所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利)	敷 地					
		駐 車 施 設 等					
	使 用 者 承 諾 者	住所又は所在地					
		氏名又は名称					
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計	
		駐 車 施 設	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)
		荷 さ ば き	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)
		自 動 二 輪 車	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)
特殊な駐車装置		(種 類) ----- (認定番号) 第 号					
(2) 建 築 物	位 置	横浜市 区					
	建 物 用 途	①	②	③	④	計	
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
申 請 の 理 由							
※ 受 付				受領年月日			

(注意)

- 1 駐車施設等の権利関係を証するための書類（登記事項証明書等）を添付してください。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ~~3 申請者の氏名については、署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。~~
- 4-3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5-4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

附置義務駐車施設等使用承諾書

(提出先)
横浜市長

年 月 日

(承諾者) 住所

署名氏名

〔 法人の場合は、名
称・代表者の署名氏名
〕
電話

新 築
私は、私が設置した(1)の駐車施設等を、(2)の使用者が増 築する(3)の建築物の駐車施設等
用途変更

(横浜市駐車場条例第4条から第6条の3まで及び第10条の規定による駐車施設等)として、次のとおり使用することを承諾いたしました。

なお、承諾に当たっては、横浜市駐車場条例の趣旨を理解した上、尊重いたします。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称						
	設 置 場 所	横浜市 区					
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計	
		条例第11条第1項 (駐 車 施 設)	台	台	台	台	
		条例第11条第3項 (荷 さ ば き)	台	台	台	台	
条例第11条第4項 (自 動 二 輪 車)	台	台	台	台			
(2) 使 用 者	住 所						
	氏 名						
(3) 建 築 物	位 置	横浜市 区					
	建 物 用 途	①	②	③	④		
	延 べ 面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	計	㎡

(注意)

1 この承諾書は、承諾者と(2)の使用者との間に(1)の駐車施設等の使用について契約等が効力を有している期間に限り有効なものです。

~~2 承諾者の署名については、記名押印することによりこれに代えることができます。~~

3-2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。

(A4)

承認等申請書

(申請先)
横浜市長

年 月 日

(申請者) 住所
氏名 Ⓜ
〔法人の場合は、名〕
〔称・代表者の氏名〕
電話

次のとおり承認等を受けたいので、申請します。

承認等を受けようとする具体的事項及びその理由									
建築主	住所 氏名						※受付		
							年 月 日		
建築物	名称 位置	横浜市 区					※通知		
							年 月 日		
代理者	住所 氏名 法人名	電話					※プロット P		
地域	<input type="checkbox"/> 一種中高層住専 <input type="checkbox"/> 二種中高層住専 <input type="checkbox"/> 一種住居 <input type="checkbox"/> 二種住居 <input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 工業専用								
	地区	法定建蔽率 (%) 法定容積率 (%) <input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 周辺地区、自動車ふくそう地区					<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他		
建物用途									
建築物概要	敷地面積			駐車施設等	駐車施設	荷さばき	自動二輪	共同住宅等の附置義務台数	
	建築面積				設置台数	台	台		台
	延べ面積 (共同住宅等)	(m ²)			附置義務台数				
	(車庫面積)	(m ²)			台	台	台	台	
受領年月日 Ⓜ									

(注意)

1 ※印の欄は、記入しないでください。

~~2 申請者の氏名については、署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。~~

定期報告書

(報告先)
横浜市長

年 月 日

(報告者) 住所

氏名

〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

電話



第1項
第2項
第3項
第4項
横浜市駐車場条例第10条の規定に基づいて設置した駐車施設等の維持管理の状況に

ついて、次のとおり報告します。

(1) 駐車施設等	名 称					
	設 置 場 所	横浜市	区			
	権利関係〔所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利〕	敷 地				
		駐車施設等				
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計
条例第11条第1項 (駐 車 施 設)		台	台	台	台	
条例第11条第3項 (荷 さ ば き)		台	台	台	台	
条例第11条第4項 (自 動 二 輪 車)		台	台	台	台	
附置義務駐車施設等 設置 変更		特例の承認番号	横浜市	指令第	号 年 月 日	
(2) 建築物	名 称					
	位 置	横浜市	区			
	所有者(甲)					
甲は、乙が管理する駐車場において、上記(1)駐車施設等を確保しています。						
使用承諾者 (乙)	住所又は所在地					
	氏名又は名称					



(注意)

- 1 駐車施設等写真欄に(1)駐車施設等の写真をはり付けてください。
- 2 (1)駐車施設等及び(2)建築物の付近見取図、配置図等を添付してください。
- ~~3 報告者及び使用承諾者の氏名については、署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。~~
- 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

届出及び相談窓口

建築局 建築指導部 市街地建築課
電話：045-671-4510

所在地：横浜市中区本町6丁目 50番地の10 市庁舎25階

編集・発行

横浜市都市整備局都市交通課

令和3年~~6~~10月~~1~~18日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話：045-671-3853 ファクス：045-663-3415

ホームページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>